

1 相談の概要

- 平成21年4月から10月までの消費生活相談件数は4,697件で、前年同時期(4,778件)に比べ微減傾向
- 「不当請求・架空請求」は998件と前年同時期(904件)に比べ微減しているが引き続き相談全体の約2割を占めており引き続き注意が必要

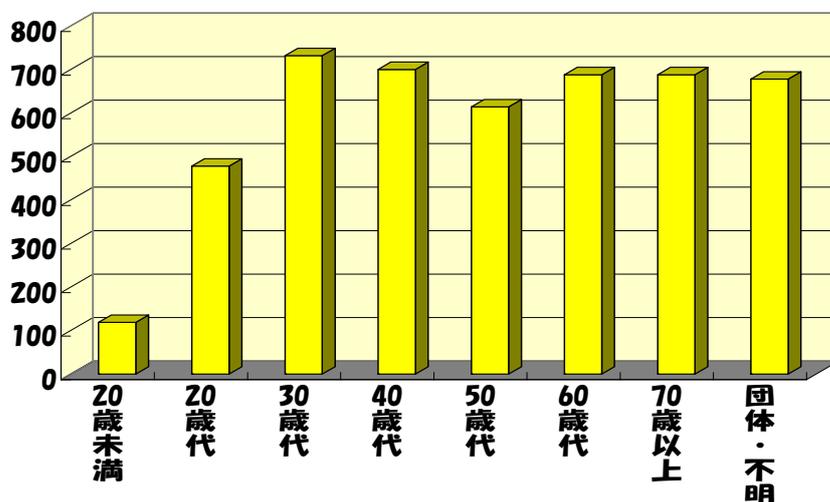
相談件数の上位

商品・役務別相談件数

商品・役務名	件数	構成比	主な内容
不当請求・架空請求	998	21.2%	はがきによる架空請求, アダルト情報サービス
フリーローン・サラ金	512	10.9%	多重債務など
賃貸住宅	374	8.0%	敷金返還トラブル・更新料
書籍・印刷物	90	1.9%	新聞販売・同窓会名簿・紳士録
家屋修繕工事	87	1.9%	屋根, 床下工事, 設備工事
生命保険	75	1.6%	生命保険・共済, 損害保険などの支払トラブル
食器・台所用品	69	1.5%	浄水器・換気扇フィルター
教室・講座	69	1.5%	資格講座・パソコン教室・英会話教室
その他の教養・娯楽	64	1.4%	絵画・海外宝くじ
集合住宅	62	1.3%	マンションの購入等のトラブル
その他	2,297	48.9%	
合計	4,697	100.0%	

年齢構成

年齢	件数	構成比
20歳未満	119	2.50%
20歳代	478	10.20%
30歳代	732	15.60%
40歳代	700	14.90%
50歳代	614	13.10%
60歳代	688	14.60%
70歳以上	688	14.60%
団体・不明	678	14.50%
合計	4,697	100.00%



2 消費者庁をかたった悪質商法に御注意



ケーリング・オフ

昨年の9月1日に消費者庁が発足し、4箇月が経過しました。

しかし、その消費者庁からの依頼で調査を行っているという説明し、金融商品を勧誘する業者の相談が国民生活センター等に寄せられています。

発足した消費者庁をかたることで、消費者を信用させ契約することを狙ったものと考えられることから、今後同種の手口が広がることが予想されるので御注意ください！

<事例>

- | | |
|---|---|
| 1 | 「当社は消費者行政一元化により設置された消費者庁が交付した基金によって運営されている。消費者庁から未公開株の被害救済を委託され、当社が窓口となっている。業務の一環として未公開株の買い取りを行っている。あなたが保有しているすべての未公開株を当社が買い取りたい。詳細な説明をしたいのでぜひ、自宅を訪問させてほしい」とA社より電話があった。自分は確かに以前未公開株の詐欺被害にあっている。このような業者が本当にあるのか。 |
| 2 | 突然、地方自治体職員を名乗る者が「消費者庁の調査のため、名簿を作成している」と自宅に訪問してきた。各戸別に訪問し、氏名や住所を書かせているようだ。
本当に地方自治体が正式に行っているのか。 |

<問題点>

- | | |
|---|--|
| 1 | 「消費者庁から依頼を受けた」「消費者庁から業務を委託された」と語り、消費者庁と関係があると思わせて消費者からの信用を得ようとしていること。 |
| 2 | 過去の未公開株の購入者リストが流出している可能性があり、二次被害と考えられます。消費者は以前、未公開株詐欺の被害に遭ったことがあるため、被害を回復したいという思いがあり、業者はその思いにつけ込みます。 |

<対処法>

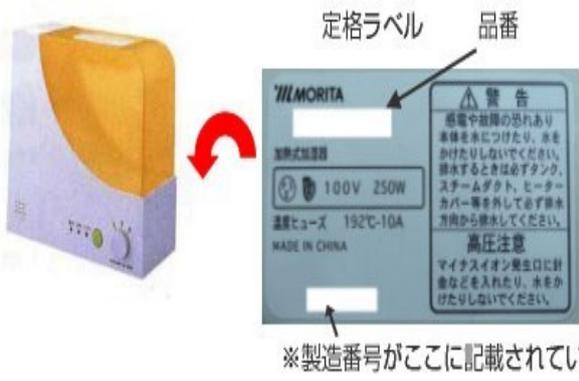
- | | |
|---|---|
| 1 | 消費者庁が詐欺商法による被害回復や被害救済等を業者に委託することはありません。根拠のない説明に決して騙されないよう注意してください。 |
| 2 | 消費者庁が個人情報を収集することは原則としてありません。少しでも不審に感じたら、消費者庁の消費者情報ダイヤル（03-3507-9999）に確認するか、市民総合相談課に御連絡ください。 |

3 事故情報 森田電気株式会社「加熱式加湿器【無償交換】」

森田電気株式会社が平成16年から平成17年及び平成11年から平成15年に販売した加熱式加湿器について、水槽内のパッキンの不具合等のために、水が製品内部の基板に付着し、発煙・発火する事故が発生しました。

つきましては、無償で製品交換を行うとのことですので、対象製品を使用されている方は、使用を直ちに中止し、以下のフリーダイヤルに御連絡いただきますようお願い致します。

<対象製品>

販売期間	平成16年～平成17年	平成11年～平成15年
製品名	加熱式加湿器	
製造番号	ML-304Ti KL-3042	ML-550MF
製造番号確認箇所	 <p>※製造番号がここに記載されています。</p>	 <p>※製造番号がここに記載されています。</p>

<連絡先>

森田電気株式会社 お客様相談センター (フリーダイヤル)	0120-996-004
受付時間	午前9時～午後5時 (月～金曜日)

<独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ>

ML-304Ti及びKL-3042 http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku_index/2010010801.html
 ML-550MF http://www.nite.go.jp/jiko/shakoku_index/2010012001.html

4 無料税務相談事業の実施について

毎年、確定申告の時期が近づくと、不動産などが絡む複雑な確定申告や、確定申告書の基本的な書き方などについて、相談したいという方が増えてきます。

そこで京都市では、こうしたお悩みにおこたえするため、毎年、税の確定申告期前に、区役所・支所、市民総合相談課において税理士による無料税務相談を実施しています。

今年度も、以下のとおり無料税務相談を実施しますので、お知らせします。

- 1 日時・場所 各実施日とも午後1時30分～午後4時
(受付時間は午後1時～午後3時30分)

実施日	場所
平成22年2月8日(月)	上京区役所, 山科区役所, 右京区役所, 洛西支所, 伏見区役所
平成22年2月9日(火)	左京区役所, 東山区役所, 下京区役所, 西京区役所
平成22年2月10日(水)	醍醐支所
平成22年2月12日(金)	中京区役所, 南区役所, 深草支所
平成22年2月15日(月)	北区役所, 市民総合相談課

- 2 相談員 近畿税理士会所属税理士
- 3 受付方法 当日受付(事前の申込は不要)
- 4 問い合わせ先 文化市民局 市民生活部 市民総合相談課
中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
電話 256-1110

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市市民総合相談課 ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

消費生活相談受付時間 月～金(祝休日除く。)午前9時～正午

午後1時～午後4時

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4F

市民生活センター

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

を御覧ください。

* 週末の相談は、消費生活週末(土日)電話相談へ

☎075-257-9002 午前10時～午後4時

